

「令和8(2026)年度 県民の歯及び口腔の健康づくりに関する報告書」概要

令和8(2026)年9月 17 日

保健福祉部健康長寿推進課

本報告書は、「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」の規定に基づき、歯及び口腔の健康の状況、県が令和7(2025)年度に講じた施策及び令和8(2026)年度に講じる施策を、県議会へ報告するものです。

1 県民の歯及び口腔の健康の状況

指 標	年代	基準値			直近値			目標	
			(県)	(全国)		(県)	(全国)	目標年	目標値
むし歯のない者の割合	1歳6か月	—	—	—	R6(2024)	99.3%	99.4%	—	—
	3歳	R4(2022)	91.0%	91.4%	R6(2024)	92.2%	92.7%	R11(2029)	95.0%以上
	幼稚園児(5歳児)	—	—	—	R7(2025)	76.2%	80.6%	—	—
	小学生	R4(2022)	58.7%	63.0%	R7(2025)	67.1%	69.2%	R11(2029)	全国値以上
	中学生	R4(2022)	68.1%	71.8%	R7(2025)	69.6%	74.8%	R11(2029)	全国値以上
	高校生	R4(2022)	59.8%	61.7%	R7(2025)	64.6%	67.2%	R11(2029)	全国値以上
一人平均むし歯等数	12歳	R4(2022)	0.7 歯	0.6 歯	R7(2025)	0.7 歯	0.5 歯	R11(2029)	全国値以下
歯周病検診受診率(市町の健康増進事業)	20,30,40,50,60,70 歳 節目検診	—	—	—	R7(2025)	4.9%	5.3% (R3推計値)	—	—
直近1年間に歯科健診を受診した20歳以上の者※1	20歳以上	R4(2022)	45.6%	55.1%	R6(2024)	50.1%	56.0%	R11(2029)	65.0%以上
24 歯以上自分の歯を有する者の割合※1	60 歳	R4(2022)	73.2%	—	R6(2024)	78.9%	—	R11(2029)	95.0%以上
20 歯以上自分の歯を有する者の割合※1	80 歳	R4(2022)	47.7%	51.6%	R6(2024)	60.7%	61.5%	R11(2029)	50.0%以上

※1 県の値は県民健康・栄養調査によるものであり、一方で全国の値は歯科疾患実態調査(厚生労働省)によるものであるため、単純な比較は難しい。

2 令和7(2025)年度に講じた主な施策

(1) 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

- ・県政出前講座を実施
- ・よい歯の優良学校、図画・ポスター、作文、標語コンクール、栃木県歯科保健賞の表彰を実施

(2) 歯や口腔の健康に関する啓発と健診の普及

- ・とちぎ歯の健康センターの歯科衛生士を派遣し、保育所、幼稚園、障害児通所施設等の幼児と保護者に対して歯みがき指導を実施
- ・こどもの歯と口腔の健康づくりモデル事業を実施〔新規〕
- ・歯周病検診受診勧奨支援事業として、ナッジ理論を応用した受診勧奨媒体作成についての研修会の開催〔新規〕

(3) 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

- ・とちぎ歯の健康センターにおいて障害者歯科診療を実施
- ・身近な地域において障害者に歯科医療を提供する「障害者歯科医療協力医」、高次歯科医療を提供する「障害者高次歯科医療機関」による歯科医療システムの運用
障害者歯科医療協力医の登録・障害者高次歯科医療機関の指定
- ・障害者及び高齢者入所施設において、入所者の歯科健診や職員対象の口腔ケア研修を実施
- ・在宅歯科医療の従事者を対象とした研修会開催を支援
- ・多職種連携によるミールラウンドに関する研修会を実施
- ・施設・事業所における職員等を対象に、オーラルフレイル予防や口腔機能維持のため、口腔ケア推進研修会を実施
- ・高齢者等のオーラルフレイル対策支援事業として、レセプトデータや健診データ等を専門家が分析し、その結果を基に学識経験者による研修会を開催〔新規〕

(4) 歯科保健医療提供体制の整備

- ・歯科衛生士の再就職を支援する研修会開催を支援
- ・歯科衛生士の離職防止及び再就職を支援するため、「歯科医院向け働き方改革推進セミナー」を開催

3 令和8(2026)年度に講じる主な施策

(1) 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

「乳幼児期」「少年期」「青壮年期・中年期」「高齢期」のライフステージに対応し、切れ目のない歯と口腔の健康づくりを推進

(2) 歯や口腔の健康に関する啓発と健診の普及

県民自らが歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、実践できるよう、ライフステージに対応した歯科保健指導や歯科健診等の機会を提供

(3) 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

歯科健診等を受けることが難しい状況にある障害者や要介護者に対して、訪問歯科診療や口腔ケア等の提供体制の整備を推進

(4) 歯科保健医療提供体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等様々な分野の関係者の資質向上や連携強化